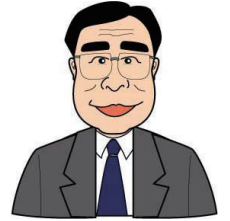


今月のテーマ 「集中豪雨と所得税の軽減措置」

1. Q 先般の台風6号・7号や九州・近畿・北陸・東北地方など全国的な大雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。風水害等の自然災害で住宅や家財等に損害を受けた場合における所得税の軽減措置を教えてください。

A まず、雑損控除という方法があります。これは、生活に通常必要な資産が災害等により損害を受けた場合、所得金額から①「損失額－所得金額×1/10」と②「損失額のうち災害関連支出の金額－5万円」のうちいずれか多い方の金額を控除することが出来る方法です。



2. Q その年で控除しきれない場合は、どうなりますか。また、生活に通常必要な資産とはどのような資産ですか。

A 損失を生じた年から連続して確定申告書を提出することで、翌年以降3年間控除繰越が可能です。また、生活に通常必要な資産とは、事業用固定資産又は、別荘や1個・1組の価額が30万円を超える貴金属のいずれでもない住宅や家財をいいます。なお確定申告書に雑損控除に係る事項を記載し、災害関連支出の金額に係る領収証の添付を要します。また、雑損控除の損失額の計算上、受領した保険金は資産に生じた損害金額から控除する必要がありますが、被災に伴い地方公共団体から受け取った義援金は控除を要しません。

3. Q 雑損控除以外に所得税の軽減措置はありませんか。

A 雑損控除は所得税法に規定されているものですが、災害減免法という法律に規定された方法があります。この規定は、被災年の所得金額が1,000万円以下で、かつ保険金控除後の住宅又は家財の損失額がその価額の2分の1以上である場合で、所得金額が500万円以下の場合には所得税の金額免除が可能です。500万円超750万円以下の場合には所得税の1/2を、750万円超1,000万円以下の場合には所得税の1/4をその所得税額からそれぞれ軽減できます。適用に当たっては、確定申告書に適用を受ける旨、被害状況及び損害金額を記載します。いずれの方法でも、自治体の発行する「罹災証明書」を申告書に添付する必要があります。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

9月放送は 9月12日、26日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

9月 1日、15日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3金曜】午前9時35分～

今日の一句

旧盆かざりが美しい。…そこで一句!!

「花をさし 先祖をしのぶ 墓参り」(過去の思い出)

♪ 夏休み 吉田拓郎

今日の一言

「大変でしたけど、諦めの気持ちらず頑張りました」

広告：原爆後のお好み焼き屋の女性

九星占い (9月)

《一白水星》

今まで頑張ってきた事が認められ、花咲く事でしょう。周りの人の意見に耳を傾けると良いアイデアが浮かぶでしょう。

《二黒土星》

吉凶混合月です。不慮の事態に備える事が大切です。根回し、準備を怠らないことが吉を呼びます。

《三碧木星》

運気は上々です。目の前の事を面倒がらずに片付けて行きましょう。金運も良い月ですが無駄使いには注意!

《四緑木星》

好調月です。何事も積極的に進めると良い結果に結び付くでしょう。睡眠不足に注意しましょう。

《五黄土星》

財運が良い時です。使うより貯蓄を始める方が良いでしょう。目標を立て進むことが運気UPにつながります。

《六白金星》

体調を壊しやすい時です。体調管理を疎かにしないようにして下さい。思い込みや中途半端に動く足元をすくわれやすいので注意。

《七赤金星》

社交運が良好です。パートナーのいない人は出会いの場に積極的に参加しましょう。周りの方に優しく接すると更なる幸運が!

《八白土星》

焦りは禁物です。何事も忍耐強く取り組むことが大切です。目先のことより将来を見据えて行動することが吉を呼びます。

《九紫火星》

楽しい誘惑の多い月となりそうです。遊びは程々に!無理と思ったことは断る勇気も必要です。大きな買い物は熟慮を!